第二次　矢 祭 町
子ども読書活動推進計画

平成 31 年 3 月

矢祭町教育委員会

目次

第１章　計画策定の趣旨 1
１　第二次　子ども読書活動推進計画の策定にあたって 1
１　計画策定の背景 1
２　計画の目的 2
３　計画の位置づけ 2
４　計画の期間 2
５　計画の対象 2
６　目指す子どもの読書の姿 2
２　第一次「子ども読書活動推進計画」の進捗状況 3
１　第一次計画の進捗状況 3
３　「第二次　子ども読書活動推進計画」計画推進の基本方針 6

第２章　推進の方向性と具体的な取組 8
基本方針１　子どもの読書活動を推進するための機会の充実 8
１　家庭における子どもの読書活動の推進 8
２　学校等における子どもの読書活動の推進 11
３　地域における子どもの読書活動の推進 15
４　町における子どもの読書活動の推進 17
基本方針２　子どもの読書活動を推進するための環境整備 18
１　学校図書室の整備 18
２　矢祭もったいない図書館の整備 19
３　関係機関との連携・協力 20
基本方針３　子どもの読書活動を推進するための支援体制 23
１　子ども読書活動の広報・啓発事業 23
２　他計画との整合性 24

資料編 25
読書の町矢祭宣言 25
「矢祭子ども司書」について 26
矢祭町読書活動の推進に関する規則 27
「矢祭町読書の日」制定に関する規則 30
矢祭町子ども読書の街づくり推進委員会設置要綱 32
家読推進のための資料 34

はじめに

美しい日本語を身につけるために

「第二次　矢祭町子ども読書活動推進計画書」の策定にあたり、ご挨拶を申し上げます。矢祭町が掲げる「人が輝き　町が輝き　明日に輝くやまつり町」の柱の基、教育委員会は、矢祭もったいない図書館とも連携し、郷土を愛する子どもを育てるため、地域と関わる場を設定し、地域のよさに気付かせたり、地域の一員としてできることを考えさせたりする下記の 3 点

１　言葉の提示（美しい日本語と方言）

２　思考力、判断力、表現力を身に付けさせる指導の充実

３　語る、　語り合う、　語りあわせる場の設定

を重視して事業を進めています。

そのため、矢祭もったいない図書館の様々な事業を生かし、読書活動を推進し、歴史学習への興味・関心も高めようとしています。

矢祭もったいない図書館には、明治維新から 150 年以上が経過しましたが、その当時活躍された矢祭町出身の偉人に係る書籍コーナーが設置されています。日米修好通商条約批准書交換のために、アメリカ艦船「ポーハタン号」の使節護衛として、秘書兼公用方の任を受けて咸臨丸に乗船し、勝麟太郎（海舟）、中浜（ジョン）万次郎や福澤諭吉と共に、アメリカに渡った吉岡艮太夫であります。

歴史に名を馳せた矢祭町出身の偉人がいたことを読書により知ることができ、驚きと感動を覚え、町に誇りを持てるものと思います。児童生徒には、読書活動を通じて、故郷の偉人から学び、世界で活躍する夢を持って、豊かな経験に裏打ちされた知識を生かし、大きく羽ばたいて欲しいと思います。

学校教育の出発点と言われる幼稚園において、子どもたちには、表現力、判断力の基となる美しい日本語を学んで欲しいと願っています。そのためには、子どもが最初に出会う先生である両親が、すばらしい絵本と出会い、美しい日本語を用いて、読み聞かせを行い、子どもと豊かな心の交流をすることも大切です。

矢祭町子ども読書活動推進計画書により、もったいない図書館の事業を推進し、子どもたちのキャリア発達のためにも、ことばの提示、美しい日本語の提示に力を入れて、美しいものに触れる、本物に触ることができる読書活動を広めることができるようにしたいと思います。

幼少期の読書活動により、楽しいこと、つらいこと、不思議なこと、怖いこと等体験できる読書の楽しみを、未来を担う矢祭町の子どもたちに伝え、読書に勤しんでもらい、将来心豊かに過ごすことができるための根っこが出来上がることを願っています。

矢祭町子ども読書活動推進計画書が、子どもたちの読書活動を応援する基盤となり、「読書のまち矢祭町」の発展に寄与することを期待しています。

これまで、読書活動の推進にご尽力を賜りました町民の皆様をはじめ多くの皆様方のご労苦に敬意を表します。

第二次　矢祭町子ども読書活動推進計画書の策定にあたり、ご支援・ご協力を賜りました関係者の皆様方に心から感謝と御礼申し上げますとともに、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

矢祭町教育委員会教育長　古張　金一

第1章　計画策定の趣旨

1　第二次　子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1　計画策定の背景

1　計画策定の背景

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、読書を通して子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

この法律に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、平成 17 年 7 月には、「文字・活字文化振興法」が公布立され、読書活動の推進が自治体に求められるようになりました。

平成 20 年 6 月の図書館法の改正を受けて平成 24 年 12 月「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、市町村図書館における乳幼児や児童・青少年等に向けた図書の整備・提供や読みきかせの実施、支援を規定しました。

また、平成 26 年 6 月には、学校図書館法が改正され、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒等の利用の一層の促進に資するため、学校図書館の職務に従事する学校司書を位置づけし、学校に置くよう努めることとされました。

このような諸情勢の変化の下、これまでの成果や課題を検証した上で、平成 30 年 4 月に「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

また、県においては、平成 27 年 2 月に「福島県子ども読書活動推進計画」が策定され、県内市町村においても 54 市町村が子ども読書活動推進計画を策定しており、全県的に子ども読書活動の推進に向けた体制が整いつつあります。

子どもの読書活動の推進に関する法律　第 2 条（基本理念）

子どもの（おおむね 18 歳未満）読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

矢祭町では、平成 26 年度に「矢祭町子ども読書活動推進計画」（以後、第一次計画という）を策定し、様々な取り組みを実施してきました。その計画期間の満了に伴い、引き続き子どもの読書活動を推進するため、計画期間を平成 31 年度からおおむね５年間とした、「第二次　矢祭町子ども読書活動推進計画」を策定致しました。

2　計画の目的

この計画は、家庭・地域・学校や園が、連携しながら子どもの読書活動を推進して、子どもが読書に親しむ気運を高めるとともに、町民全体が読書に親しみ、心豊かな生活を送ることができるような環境の整備や施策の推進に努めることを目的とします。

3　計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて作成した計画で、国の計画である「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」や福島県の計画「第三次　福島県子ども読書活動推進計画」を参考として、矢祭町の子どもの読書活動の状況を踏まえつつ、今後の矢祭町における子どもの読書活動推進に必要な施策に関する計画として位置づけます。

4　計画の期間

本計画の期間は、平成 31 年度からおおむね５年間とします。

5　計画の対象

本計画は主に乳幼児から高校生までを対象としますが、取り組み内容としては、すべての町民を含んだ対象とします。

6　目指す子どもの読書の姿

矢祭町では、目指す子どもの読書の姿を掲げ、実現のための取り組みを実施します。

読書が好きな子どもがたくさんいるまち

子どもに読書の楽しさを伝える人がたくさんいるまち

本が街中にあふれるまち

2　第一次「子ども読書活動推進計画」の進捗状況

（1）成果と課題

第一次計画は、すべての町民を対象とし、特に乳幼児から高校生までとし、平成 26 年度からおおむね 5 年間「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて作成した計画です。今後の矢祭町における子どもの読書活動推進に必要な施策に関する計画として位置づけ、矢祭もったいない図書館を中核として家庭・地域・学校や園が、連携しながら子どもの読書活動を推進し、子どもが読書に親しむ気運を高めるとともに、町民全体が読書に親しみ、心豊かな生活を送ることができるような環境の整備や施策の推進に努めることを目的として策定いたしました。

目指す子どもの読書の姿

読書が好きな子どもがたくさんいるまち
子どもに読書の楽しさを伝える人がたくさんいるまち
本が街中にあふれるまち

1　第一次計画の進捗状況

（1）子どもが読書に親しむ機会の充実

子どもが自主的に読書を楽しむことができるように、読書に親しむ機会を充実させることを目的に、乳幼児期からの読書活動の推進を行いました。乳幼児期の読み聞かせから始まる子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神発達的にも大きな役割を果たし、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために重要なものです。保護者が読み聞かせを行うなど、家庭を原点として、地域・学校や園において、子どもが本に親しむ機会の提供を実施しました。

1　読書を大切にする意識と読書習慣の育成

こ　ど　も園：職員・ボランティアによる読み聞かせ支援（毎日）

矢祭小学校：職員・ボランティアによる読み聞かせ支援（毎月）
読書タイムの実施、学級文庫の設置、図書委員が休み時間に貸出等の学校司書の手伝いの実施

矢祭中学校：ボランティアによる読み聞かせ支援（毎月）
読書タイムの実施、学習・図書委員による貸出と返却手続き、読書啓発ポスターや図書だよりを作成、新着図書案内等の実施

2　乳幼児期からの読書活動推進事業

子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣を身につけることができるよう、乳幼児期の読書活動を推進するための事業を実施しました。

1　絵本はじめまして事業

1）ブックスタート支援（年 6 回）

2）あかちゃんおはなしかい（毎月第 1 木曜日）

3）講演会の開催（年 1 回）

4）乳幼児向け絵本紹介ガイドブックの制作（平成 28 年度）

「はじめてであう　こころ育てのひみつ　こどももおとなも　えほんでかわる」

2　みんなの絵本事業

1）研修会の開催（年 1 回）

2）おはなしかいの開催（毎月第 3 日曜日）

3）図書の団体貸出（やまつりこども園、放課後児童クラブ、カンガルーくらぶ）

4）読み聞かせボランティアこども園訪問（毎月）

5）こども園図書館訪問（年 3 回）

6）家読マラソンカード（やまつりこども園　年 1 回）

3　矢祭子ども司書

小学 4 年生～6 年生の希望児童を対象に、矢祭もったいない図書館を拠点として、図書館や司書の仕事について学ぶ「矢祭子ども司書講座」を、一年を通して開催し友達や家族に対して読書のすばらしさを伝え、本と人との結びつきを手助けする「読書推進リーダー」の養成を図る継続した取組を平成 21 年度から実施しました。

4　読書推進リーダーの活用と育成

「矢祭子ども司書」の認定を受けた子どもたちが、本と人との結びつきを手助けする「読書推進リーダー」として、学校や図書館など様々な読書に関する場面で積極的に活動することができるように継続した指導・支援に努めました。

5　矢祭もったいない図書館手づくり絵本コンクール

自然・友情・心の大切さと、夢と希望にあふれる絵本を募集して、「絵本と読書の町・矢祭町」を広く発信する手づくり絵本コンクールを開催しました。

絵本づくりを通して、子どもは夢を育み、感性や想像力を養い、本に親しむことができます。家族で取り組むことで、家族の絆を深めることができます。こども園、小中学生が家族と制作して応募する〔家族の部〕において、応募の促進を図るため、手づくり絵本教室の開催、手づくり絵本への理解を深める取組みを平成 21 年度から継続して実施しました。

（２）子どもが読書に親しむための環境整備

子どもの読書活動を推進していくためには、目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための環境の整備と充実を図ることが大切です。

このため、矢祭もったいない図書館、学校図書室をはじめ、さまざまな場所において読書活動ができるように環境の整備を図るとともに、子どもの読書活動を支援する人材の育成に努めました。

１）学校図書室の整備・蔵書入力作業

２）小学校・中学校蔵書図書カバーフィルム掛け

３）学校司書の配置（平成 28 年度から実施）

４）もったいない文庫（町内 24 カ所）

５）事業所文庫（町内 15 カ所）

６）移動図書館（キャラバンカー）

７）読み聞かせ支援者研修会（講演会と同時開催　年 1 回）

８）読書通帳の新設（平成 28 年 11 月から実施）

（３）子どもが読書に親しむための関係機関の連携・協力

子どもにとって良い本との出会いは、ブックスタートや家庭での読書、学校や園、地域活動などにおいて読書の楽しさを伝えるなど、周囲の大人からの働きかけや関わりによって始まります。そして、関わっている大人が子ども読書活動の意義や重要性をいっそう認識することにより、さらなる読書活動の広がりが期待できます。

そのために、読書活動がさまざまな場においてできるよう、読書の機会を提供し、支援するとともに、矢祭もったいない図書館を中心に、地域・学校や園など関係機関の連携と協力し体制づくりに務めました。

１　図書館・学校・園との連携

平成 29 年度から図書館及び小中学校との連携した同一図書システムを導入し、学校図書室の蔵書の入力作業を図書館において実施しました。また、こども園においては、図書館の蔵書の検索が出来るように検索システム機器を設置しました。

２　ボランティア団体との連携・協力

ボランティア団体の協力により、こども園、小学校・中学校に出向いて継続した読み聞かせ支援を実施し、読書の楽しさを伝え、また、読書への興味と関心を深め、地域・学校や園など、関係機関の連携と協力し体制づくりに務めました。

３　「第二次　子ども読書活動推進計画」計画推進の基本方針

本計画では、子どもの読書活動の推進に取り組み、目指す子どもの読書の姿の実現に向けて、子どもたちが多くの本に触れ、読書習慣を身につけられるよう、以下の基本方針を定めます。

基本方針

基本方針１　子どもの読書活動を推進するための機会の充実

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、読書に親しむ機会を充実させることが大切です。特に乳幼児期から、子どもが本に親しむ機会の充実を目指します。

このため矢祭町では、子どもの各年代の成長に合わせた読書支援を実施し、家庭をはじめとして、地域・学校や園においても、子どもたちが本に親しむ機会の提供と充実に努めます。

基本方針２　子どもの読書活動を推進するための環境整備

子どもの読書活動を推進していくためには、目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための環境の整備と充実が大切です。

このため矢祭町では、もったいない図書館、学校図書室をはじめ、さまざまな場所において読書活動ができるように環境の整備を図るとともに、地域・学校や園がしっかりと連携して、子どもの読書活動への支援に努めます。

基本方針３　子どもの読書活動を推進するための支援体制

子どもの読書活動を支援するためには、周囲からの働きかけや関わりが重要です。そして、その関わりによって、矢祭町における読書活動がより広がっていけるような支援体制を整えます。

このため矢祭町では、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させる取組や広報活動を充実させるとともに、読書活動を支える人の専門的な知識や技能の向上に努めます。

目指す子どもの読書の姿

読書が好きな子どもがたくさんいるまち

子どもに読書の楽しさを伝える人がたくさんいるまち

本が街中にあふれるまち

基本方針
子どもの読書活動を推進するための機会の充実
子どもの読書活動を推進するための環境整備
子どもの読書活動を推進するための支援体制

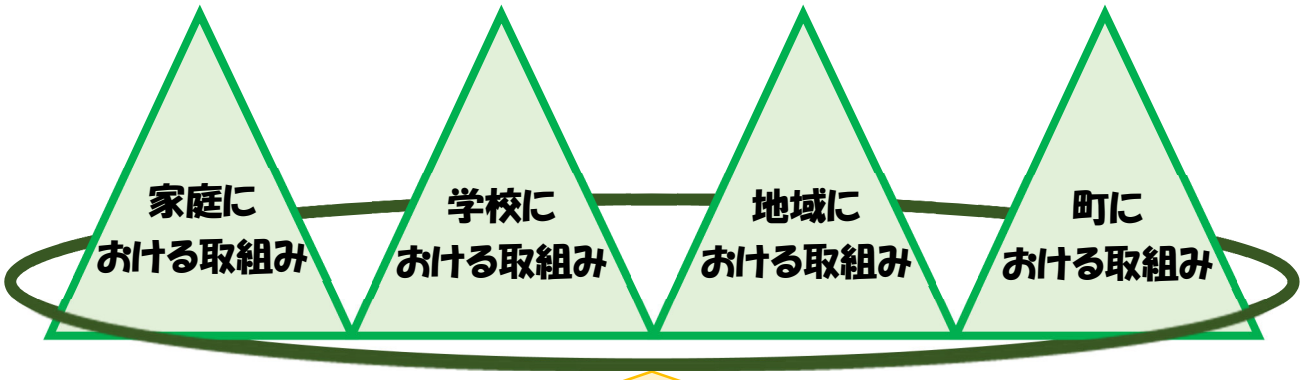

矢祭町「子ども読書の街」づくり推進委員会

町議会・区長会・町教育委員会・学校・PTA など、子どもの読書活動に携わる団体の代表者をもって組織

第2章　推進の方向性と具体的な取組

基本方針１　子どもの読書活動を推進するための機会の充実

１　家庭における子どもの読書活動の推進

家庭での取り組み

子どもの健やかな成長のために、家庭は重要な役割をもちます。そして、親子の絆を深め、子どもの心が成長するためには、保護者が子どもと一緒に読書を行い、コミュニケーションをとることが必要です。また、成長に応じた本を提供することは、読書習慣を身につけるためには重要です。

子どもが読書の楽しさを知り、自主的に読書を行うためには、小さい頃から身近に本があるような読書に親しめる環境をつくり、家庭において読書に取り組む機会があることが重要です。

①　家読の実施

子どもにとって一番身近な家庭において、毎日の暮らしの中に本と触れ合う時間を設けることは、子どもが読書の楽しさを感じるためにはとても重要です。また、保護者自身が読書を楽しむことも必要となるので、家族みんなで読書を楽しみ、家読を実施することが大切です。

②　読み聞かせの実施

子どもに読み聞かせをすることは、子どもの読書活動を推進するだけでなく、親と子どものスキンシップとしても重要な役割を持っています。読み聞かせは親子のコミュニケーションを円滑にし、わずかな時間の絵本タイムが子育ての助けにもなるため、とても重要です。

もったいない図書館において作成した乳幼児向け絵本紹介ガイドブックを利用し、乳幼児期から親子で、おすすめの絵本により読書に親しむ機会を支援します。

矢祭町においては、家庭における読書活動推進のために様々な取り組みを行い、本が子どもにとって身近な存在であるよう努めています。

また、子どもが読書を楽しいと思える環境づくりを進めるとともに、保護者に対しても読書の推進を行い、家庭において子どもと読書を通じたふれあいができるよう、「読書の街」としての取り組みを進めていきます。

① 矢祭読書の日の制定

毎月第３日曜日を「矢祭町読書の日」と制定し、町民が読書に親しみ、読書を続けることにより、豊かな心を育み、人生をより深く生きる力を身につけ、地域社会に温かい絆を広げていくことを目的としています。

「矢祭町読書の日」には、各地域の集会施設に設置されている「矢祭もったいない文庫」の利用促進を呼びかけ、住民が地域の文庫に集い、本に親しみ、家庭と地域に読書の輪を広げます。

② 乳幼児期からの読書活動の推進

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。乳幼児期の読み聞かせから始まるこどもの読書活動は、知的、情緒的、精神発達的にも大きな役割を果たし、こどもたちが心身ともに健やかに成長していくために重要となります。

こどもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣を身につけることができるよう乳幼児期における読書活動の推進を図ります。

・おはなし会や読み聞かせの実施

心を育み、聞く力・読む力を育てるために、絵本と楽しくふれあう活動として、乳幼児期の成長段階に合わせて「乳児」「幼児」を対象とし、おはなし会や読み聞かせを実施します。

・講演会やワークショップの開催

子どもと絵本をテーマとした講演会や研修会（ワークショップ）を開催します。

③ ブックスタートの実施

生後６ヶ月乳児健康相談の際に、絵本を一冊プレゼントする「ブックスタート」を行い、家族で絵本とふれあう機会を提供します。

絵本の読み聞かせと、絵本をとおした乳幼児とのふれあいの大切さについて、保護者に伝えることに努めます。

④ 矢祭もったいない文庫の整備

・地域「矢祭もったいない文庫」

地域「矢祭もったいない文庫」には、24箇所に6,000冊の蔵書を配置し、地域の大人と子どもが一緒に読書に親しみ、家庭と地域の読書の輪を広げる場となっています。

「矢祭町読書の日」には、地域の文庫サポーターが「矢祭もったいない文庫」で図書の貸出しにあたります。文庫サポーターは、矢祭もったいない図書館との連携を密にし、利用者の要望に応じて蔵書を充実させるなど「矢祭もったいない文庫」の充実を図ります。矢祭もったいない図書館は、研修や会議を開催し、文庫サポーターのスキルアップを図ります。

・事業所「矢祭もったいない文庫」

町役場、銀行、郵便局、病院などの事業所に「矢祭もったいない文庫」を開設し、利用者にとって魅力ある蔵書を揃え、いつでもどこでも本を手に取ることのできる環境づくりに努めます。

⑤ 職場体験の受入

図書館業務に関心のある中学生、高校生を受け入れして、カウンター業務や本の返却、書棚の整理などの体験を通し、本に触れる機会を創出します。

⑥ 図書館だよりの発行

新着図書や乳幼児・児童・生徒に勧めたい本の紹介、図書館イベント紹介など、本や図書館への興味・関心を高める情報発信を行います。

また、子ども司書や読書活動推進リーダーに向けた情報を発信し、本の楽しさを伝える活動を支援します。

⑦ 読書通帳の活用

読書への関心を高めるには、読んだ本を記録することも大切です。読んだ感想も記録することにより、豊かな感受性が醸成され、人間形成にもつながります。また、他の人へ本の紹介をする手助けにもなります。コミュニケーションが図れ、読書への関心がさらに広まるよう読書通帳の活用に努めます。

2　学校等における子どもの読書活動の推進

小学校での取り組み

大人になっても読書に親しみ楽しむ習慣を形成するため、小学生では、まずは自由に読書を楽しむことが重要です。多くの本に触れられるような環境を整備し、そのための支援を行います。

① 読み聞かせの実施

職員やボランティアよる読み聞かせを実施し、絵本や物語にふれる機会が多様になるよう努めます。また、異学年交流として児童会による読み聞かせも実施します。

② 読書習慣の確立

読書タイムを設定し、様々な図書にふれる機会を増やし、読書習慣の確立を図ります。また、「多読賞」の表彰を実施し、子どもたちの読書に対するやる気を増大させます。

③ 授業との連携

授業における本の紹介カードやポップの作成や調べ学習の実施等、メディアセンター（学校図書室）を活用した授業を実施することで、子どもたちが本に触れる機会を創出します。

また、絵本教室を実施し、より子どもたちに絵本や読書に興味を示せるような授業も実施します。

④ 長期休業中の読書への支援

長期休業中における図書の貸し出しを行い、休業中における読書の支援を行います。また、読書感想文コンクールへの取組も引き続き実施し、読書の機会創出に努めます。

⑤ 家読の推進

子どもの健やかな成長には、家庭は重要な役割をもちます。保護者が子どもと一緒に読書を行い、コミュニケーションをとるには、本を通して家族のふれあいと親子の絆を深める「家読」を、家庭に向けて啓発していきます。また、家読のための家庭（保護者）への本の貸出も実施します。

個々の能力の向上と同時に、興味や関心が幅広くなる中学生では、読書の幅を広げていけるような環境を整備します。また主体的に読書に取り組めるよう支援を行います。

① 読書習慣の確立

小学校からの読書タイムの継続により、読書を大切にする意識・読書習慣の育成に努めます

② 授業との連携

授業での調べ学習において、図書を資料として活用し、情報を活用する能力の育成に努めます。

③ 長期休業中の読書への支援

長期休業前後に、国語科読書教材を用いての読書の推進を実施します。また、長期休業中の課題としての感想文に、読書による感動や読書による自らの変容を表現することで、より深い読書ができるよう支援します。

④ 学習・図書委員会の活用

生徒が主体的に学校の読書活動に取組み、読書の楽しさやすばらしさを友人と共感する喜びを体感できるように、児童・生徒による学習・図書委員会活動の活用を図ります。

⑤ 図書室の環境の整備

図書室の場所が変わり、書架の配置や図書の整理、蔵書数においても検討が必要な状況にあります。

生徒が主体的に読書に取り組めるよう図書室の環境の整備に努めます。

⑥ 新刊情報の活用

生徒が主体的に読書に取り組むには、新刊情報は重要になります。もったいない図書館等からの情報発信を参考に活用した取組を図ります。

こども園での取り組み

こども園は、子どもたちが多くの時間を過ごす場所であり、子どもの心身の成長に深い関わりを持ちます。家庭とは異なる集団の中で、読み聞かせや読書を楽しむことで一体感を体験し、読書の幅が広がるよう努めます。

① 読み聞かせの実施

ボランティア、職員による絵本の読み聞かせを実施します。季節やイベントにあわせた読み聞かせを行います。また、日頃の子ども自身からの読み聞かせのリクエストにも応えます。

② 読書環境の整備

毎月の月間絵本の購入を実施し、日頃から本に触れる環境作りを行います。また、手づくり絵本を作成し、コンクールへの参加や読書マラソンの実施等を行い、読書に触れる機会を創出します。

園児が、自由に手に取れる絵本を配置し、本に触れる環境づくりに務めます。

③ 家読の推進

家庭における読み聞かせは、こどもの成長に重要な役割を果たします。保護者が子どもと一緒に、絵本を通して家族のふれあいと絆を深める「家読」を、家庭に向けて啓発していきます。

また、保護者に対して読み聞かせや読書に関する情報提供や声掛けを実施します。

④ 絵本への興味と関心の醸成

絵本は、子どもの豊かな創造性や感受性、人間の形成にとても重要です。絵本をとおし親子で、家族で同じ目標をもって取り組む手づくり絵本は、親子のコミュニケーションを深めることができます。絵本への興味と関心が一層深まるよう支援します。

やまつりこども園　手づくり絵本入賞作品（H28～H30）

放課後児童クラブでの取り組み

放課後児童クラブでは、子どもたちの手の届くところに本を揃える環境を整えるとともに、読み聞かせ等を通して読書の楽しさを伝えることに努めます。また、放課後児童クラブで子どもが過ごす時間の中に読書の時間が設けられるよう努めます。

① 読み聞かせの実施

職員やボランティアによる季節や行事に合わせたおはなし会や読み聞かせを実施します。また、児童による読み聞かせを実施し、読み聞かせ後の感想も子どもたち同士で共有する場をつくり、本に興味を持つ機会を設けます。

② 学習・読書時間の設置

宿題等の学習と読書を行うための決まった時間を設け、児童クラブで過ごす際は、本に触れる時間が取れるよう努めます。また、読書の時間を各所に設け、本に触れる機会を創出します。

③ 読書環境の整備

矢祭もったいない図書館からの団体貸出によって、児童クラブ内の書架を充実させ、また定期的に図書を入れ替えすることにより、子どもたちが興味を持つ書架の整備に努めます。書架内に子どもたちによるおすすめコーナーを設け、多くの児童が本に興味を示すよう努めます。

カンガルーくらぶでの取り組み

カンガルーくらぶは、町内の未就園児とその保護者の出会いと交流の場を提供しています。職員やボランティア、保護者による読み聞かせを行うなど、相互の交流を図りながら、絵本の楽しさや絵本をとおした乳幼児と保護者のふれあいの大切さについて理解する機会を増やすことに努めます。

① 読み聞かせの実施

スタッフによる読み聞かせを行い、子どもと保護者の読書による交流やコミュニケーションの手助けを行います。また、ボランティアによる読み聞かせを実施し、さまざまな本と出会う機会を設けます。保護者による読み聞かせ等も支援していきます。

② 読書環境の整備

カンガルーくらぶ内の本棚に常に本がある状態にし、手に取れる場所に本があるように書架を整備します。子どもが手にとるだけでなく、保護者がどのような読み聞かせの本を選択したらよいかがわかるよう参考となる書架の整備を行います。

3　地域における子どもの読書活動の推進

図書館での取り組み

図書館は、子どもが豊富な本の中から自分の読みたい本を自由に選ぶことができる施設であり、読書の楽しみや喜びを感じることができる場所です。保護者にとっても、子どものために本を選んだり、子どもと共に読書を楽しむことができる場所として、子どもの読書活動の推進をすすめます。

① 読み聞かせ、おはなし会の実施

季節の絵本や紙芝居、大型絵本等を活用して、定期的に読み聞かせやおはなし会を開催し、乳幼児期から本の楽しさ子どもたちに伝えます。

おはなし会では、「子ども司書」が読み手や企画側となって活動し、本の魅力を伝える喜びを体感できるよう支援します。

② 家読の推進

町内の高齢者施設等へ出向いて、絵本の魅力や絵本を通して家族の会話を深める「家読」を勧めます。また、新着図書や乳幼児・児童・生徒に薦めたい本の紹介を「図書館だより」を活用して実施し、家読での図書選びの支援を行います。

③ 図書館に興味を持ってもらう取り組み

幼児から小学生を対象とした取り組みの定期的な開催や、図書館業務に関心のある中学生を受け入れ、カウンター業務や本の返却、書棚の整理などを体験してもらう等の図書館への理解を図る取り組みを実施します。また、「図書館だより」で図書館のイベント紹介など、本や図書館への興味・関心を高めるための情報発信を行います。

④ 高校生に向けた取組み

高校生は自己を確立していく時期であり、様々なことに興味をもつ一方で生活の中で読書のための時間をとることがむずかしい時期です。

読書に対する関心と興味を高めるために、高校生向け図書コーナーを設け、ブックリストを配布するなど情報提供に努めます。

⑤ 読書活動や図書館利用がしにくい子どもへの取組み

身体の機能障がいや情緒的な障がいを持つ子どもは、通常の読書活動ができない場合や、図書館に足を運ぶことができない場合があります。

一人ひとりの子どもに合った読書活動の機会を提供できるように現状を把握しながら環境の整備に努めます。

ボランティア団体の取り組み

ボランティアを活用し「子どもと本との出会い」を大切に、様々な場所での読み聞かせを中心に、子どもの読書活動を推進します。

① 読み聞かせの実施

こども園・小学校・中学校・カンガルーくらぶ・矢祭小児童クラブへ訪問を行い読み聞かせやおはなし会、読書アドバイス等を実施します。また、民話・昔話を収集し、読み聞かせ等の資料とし、矢祭町の歴史を伝聞することも大切にしていきます。

② 子どもの読書を支援する人材に対する支援の実施

スタッフのスキルアップ研修会、他団体との交流会等を通して、スタッフの興味を引き出し、読み聞かせ等への活用ができるよう努めます。

また、就学前児童の保護者を対象とした、読み聞かせや子どもの読書についての啓蒙や周知、セカンドブックの実施、保護者や地域の方への子どもの読書活動についての情報提供を行います。

ボランティアによる読み聞かせ

in やまつりこども園

4　町における子どもの読書活動の推進

① 矢祭町「子ども読書の街」づくり事業

将来を担う子ども達が豊かな心を育み、夢と希望に満ちて健やかに成長するため、平成２１年６月に矢祭町「子ども読書の街」づくり推進委員会を組織し、矢祭町「子ども読書の街」づくり事業に取り組んでいます。

推進委員会は、子どもの読書活動に携わる団体等の代表者をもって組織し、地域・学校や園・家庭が連携・協力し、町全体で子ども達の読書環境の整備と、読書習慣の確立を図ります。

② 子ども司書

・矢祭子ども司書講座の開催

小学４年生～６年生の希望児童を対象に、矢祭もったいない図書館を拠点として、図書館や司書の仕事について学ぶ「矢祭子ども司書講座」を一年を通して開催します。

また、子ども司書として、友達や家族に対して読書のすばらしさを伝え、本と人との結びつきを手助けする「読書推進リーダー」の養成を図ります。

・読書推進リーダーの活用と育成

「矢祭子ども司書」の認定を受けた子どもたちが、本と人との結びつきを手助けする「読書推進リーダー」として、学校や図書館など様々な読書に関する場面で積極的に活動することができるように指導・支援に努めます。

また、絵本の読み聞かせを習得した子どもたちに対しては、「おはなし会企画」や「ビブリオバトルの体験講座」等のカリキュラムにも参加できるよう指導・支援に努めます。

③ 矢祭もったいない図書館手づくり絵本コンクール

自然・友情・心の大切さと、夢と希望にあふれる絵本を募集して、「絵本と読書の町・矢祭町」を広く発信する手づくり絵本コンクールを開催します。

絵本づくりを通して、子どもは夢を育み、感性や想像力を養い、本に親しむことができます。家族で取り組むことで、家族の絆を深めることができます。

小中学生が家族と制作して応募する〔家族の部〕において、応募の促進を図るため、手づくり絵本教室の開催等、手づくり絵本への理解を深める取組みを実施します。

また、コンクール最優秀賞受賞者等に「絵本大使」として一年間任命し、手づくり絵本コンクールのＰＲ活動に参加し、手づくり絵本教室への協力、ホームページ等で作品の紹介等を行います。

基本方針２　子どもの読書活動を推進するための環境整備

１　学校図書室の整備

① 資料の充実

学校図書室は、児童生徒が身近に本と出会う場所であり、各教科の学習活動の充実のための重要な場所です。児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書室資料を揃えるなど資料の充実を図ります。

矢祭小学校　メディアセンター

② 環境整備

学校図書室の図書情報をデータベース化し、授業における効果的な活用を図るとともに、貸出返却用コンピュータシステムの導入に努めます。また、長期の使用による汚損等から蔵書を守るために、学校図書室の本にカバーフィルムをかける装備に努めます。

小学校では、学校図書室から学級文庫としての貸出を行い、より身近に本がある環境作りに取り組みます。

③ 学校司書の配置

子どもの読書活動の推進にあたっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ、学ぶ事を教える大人の存在が重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った学校司書を配置し、いつでも利用できる楽しく使いやすい学校図書室を目指します。

④ 学校図書室オリエンテーションの実施

小学校では授業で、中学校では年度の初めに、学校図書室利用のためのオリエンテーションを実施し、図書室や図書室内の資料を効果的に活用し子どもたちが意欲的に学ぶことを支援します。

⑤ 学校図書室の運営

学校図書室の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、全ての教員と学校司書が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書室の機能の充実を図ります。

2　矢祭もったいない図書館の整備

① 図書館の充実

図書館における図書を充実させ、子どもたちと本との大切な出会いを産む場となるよう努めます。

また、読みたい本が図書館に無い際には、県立図書館等とのネットワークを活用し、本の取り寄せによる相互貸借等を実施し、様々な本との出会いを支援します。

② 図書館展示の充実

図書館は、子どもや保護者が新しい本に出会う場所です。興味を持って本を手に取ることができるように、季節に応じて、またテーマを設けるなどして魅力ある本の展示に努めます。

もったいない図書館　絵本コーナー

3　関係機関との連携・協力

① 図書館による団体貸出

カンガルーくらぶ・放課後児童クラブ等に対し、図書館から定期的に団体貸出を行い、選書に関しても助言等を行います。子どもたちが集う場に本がある環境を整備し、子どもたちの発達の段階に応じた図書を揃え、本に触れる機会を創出することで、子どもの読書を支援します。

② 図書館訪問

こども園・カンガルーくらぶにおいて図書館訪問を実施し、訪問先の図書館において読み聞かせを行います。小さい頃から図書館に行く機会をつくることで、子どもたちが絵本にふれあい、本を選ぶ楽しさや本を借りる喜びを見いだし、本に触れ合う機会を増やすための取り組みとして実施します。

また小学校には、キャラバンカーを派遣した図書館訪問を検討します。

③ ボランティアによる読み聞かせ

こども園・小学校・中学校・カンガルーくらぶ・放課後児童クラブへ、ボランティアが訪問して読み聞かせやおはなし会を実施します。各年代に合わせた絵本や図書を読み聞かせし、子どもたちの本の興味を引き出します。

④ 小中学校への授業支援

図書館と学校図書室が連携し、学校授業の調べ学習等において図書を効果的に活用し、児童生徒が意欲的に授業を受けることができるように、教師との連携を密にして、授業の支援を行います。また、学校図書室に対して、授業で取り扱う図書の相互貸借を実施し、授業の支援に取り組みます。

⑤ 家読・ノーメディアデーの取り組みの実施（新規）

こども園・小学校・中学校が連携して、**「家読・ノーメディアデー」**の取り組みを実施します。

「家読・ノーメディアデー」とは、毎週水曜日を「家読・ノーメディアデー」として、家族みんなでメディアを消し、同じ場所で読書に取り組み、その成果や取り組み状況を子どもたちが評価する取り組みです。（次頁から関連資料を記載）

矢祭小家読・ノーメディアのススメ

家読（うちどく）・ノーメディアの日

毎週の水曜日

家読とは？
メディアを消して、家族みんなが同じ時間、同じ場所で読書に取り組むことを言います。
時間や方法に決まりはありません。

保護者の皆さん，子どもたちのよい読書習慣をつくるために，「家読・ノーメディア」に取り組みましょう。

- ○ 家読をする時間はノーテレビ・ノーゲームに取り組みましょう。
- ○ 家読・ノーメディアの前の月・火曜日は、子どもたちに家読用の本を借りさせましょう。
- ○ 家読用の本がないときは，学校のメディアセンターやもったいない図書館から借りましょう。
- ○ 家読の時間に読むものは，新聞や絵本でもかまいません。
- ○ 読んだ本の内容や感想を家族で交流しましょう。
- ○ 家族が同じ本を読む必要はありません。
- ○ 読んだ本の中で他の家族に紹介したいものは，進んで紹介しましょう。
- ○ 学校のメディアセンターやもったいない図書館・本屋に行こうデーをつくりましょう。
- ○ 我が家の家読スタイルを話し合って決めましょう。

例えば

①それぞれの本をそれぞれのペースで読む。
②大人が子どもに読み語りをする。
③子どもが大人に読み語りをする。
④「うちどくノート」に感想を書く。
⑤家読した回数でポイントを重ね、お楽しみをつくる。
⑥開始する時間を決める。寝る前におこなう。
⑦読んだ本の感想をみんなで話し合う。　　等

矢祭町立矢祭小学校
矢祭小学校ＰＴＡ

メディアコントロール チャレンジシート

目標時間は担任の先生

矢祭小　年　組　名前

学習時間のめやす　・（　　）年生は学習と読書で1日（　　）分間　※評価は◎○△で記入します。

	メディアの時間		家庭学習の時間		家庭読書の時間		評価	≪ ふり返り ≫
15日(金)	計画	時間　分	計画	時間　分	計画	時間　分		
		時間　分		時間　分		時間　分		
		分	計画	時間　分	計画			
		分		分				
17日(日)	計画	時間　分	計画	分	計画	時間　分		
		時間　分		分		時間　分		
18日		時間　分	計画	時間　分	計画	時間　分		
		分		時間　分				
		分	計画	時間　分				
		時間　分		時間　分				

ここには，どのくらいの時間にするのか，計画を書きましょう。

ここには，学習した時間を書きましょう。読書は別にします。

ここには，読書した時間を書きましょう。

自分のよかったところ，直さなければいけないところ、どうやって直すかを書きましょう。

メディアの時間には、テレビやビデオ、ゲームなどの時間の合計を書きます。毎日記録して減らすようにがんばりましょう。

自分の計画したとおりにできた時は○、それ以上にできた時は◎、がんばりが必要なときは△です。◎がつくようにがんばりましょう。

5日間のがんばりをおうちの人にみてもらって，一言いただきましょう。

基本方針３　子どもの読書活動を推進するための支援体制

１　子ども読書活動の広報・啓発事業

①　「矢祭町読書の日」

毎月第３日曜日は「矢祭町読書の日」です。各地域の集会施設にある「矢祭もったいない文庫」の利用を呼びかけ、本とふれあう機会を増やします。

②　矢祭キャラバンカーの活用

矢祭キャラバンカーがこども園や小学校を訪問して、読書の楽しさを伝えるためにおはなし会を開催します。

③　矢祭もったいない図書館のホームページの活用

矢祭もったいない図書館ホームページを活用した情報の発信を充実させます。

④　ＩＰ告知電話の活用

ＩＰ告知電話を活用して「矢祭町読書の日」や読書に関する事業の開催を伝えるなど、読書活動の広報を行います。

⑤　図書館だよりの発行

新着図書や乳幼児・児童・生徒に進めたい本の紹介、図書館イベント紹介など、本や図書館への興味・関心を高める情報発信を行います。

また、子ども司書や読書活動推進リーダーに向けた情報を発信し、本の楽しさを伝える活動を支援します。

⑥　「広報やまつり」による広報・啓発

本の紹介、読書に関する事業の開催を掲載するなど、読書に親しむ気運を高めます。

⑦　「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発

「子ども読書の日」（4 月 23 日）は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に定められたものです。

「子ども読書の日」や「子ども読書週間」（4 月 23 日～5 月 12 日）、「読書週間」（10 月 27 日～11 月 9 日）などを中心として、町民の読書活動の推進に向けた気運がよりいっそう高まるよう、広報・啓発活動に努めます。

読書週間　本の展示風景

2　他計画との整合性

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「福島県子ども読書活動推進計画」を基本とする、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として、町全体の施策を位置づける「第５次矢祭町総合計画」をはじめ、個別計画との整合をはかりながら、子ども読書活動を推進していきます。

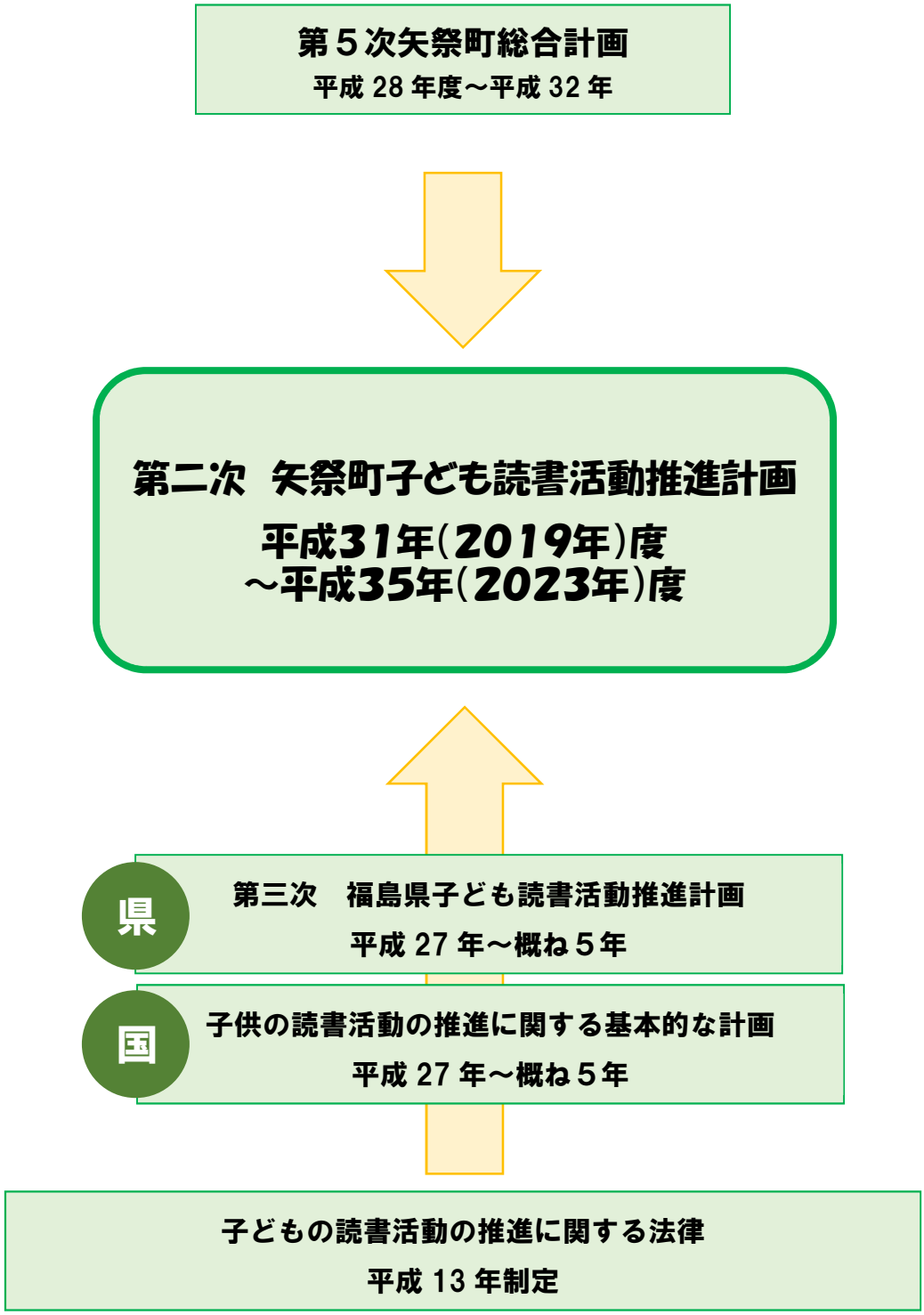

読書の町矢祭宣言

私たちは、先人から享けた郷土・矢祭町を将来にわたって子々孫々に引き継ぐために、独立独歩「自立できる町づくりに」邁進している。その将来の姿は、郷土と国の宝である子どもたちの元気な声が聞こえる町であり、社会のために尽くしたお年寄りが尊敬され、安心して生きていける町である。

この事業を成功裏に遂行するためには、郷土を愛し、豊かな文化的教養を培い、責任ある行動をなす自立した個人としての成長が求められている。

また、科学技術は発展したが、人間の精神は混迷を深めている現代社会においては、豊かな人間性に基づく新しい文化の創造が求められている。

この時代の要請に応えるためには、次世代を担う子どもたちを始めとする町民が書物に親しみ、問題解決を書物と相談する気風を育てることが大切である。

全国から寄贈された 43 万冊余の図書を基に開設した「矢祭もったいない図書館」は、わが町の宝である。この宝を活かして「矢祭町読書の日」を設け、町内の全地域集落集会施設に「矢祭もったいない文庫」を開設する。文庫に住民が集い、家庭と地域に読書の輪が広がり、地域が文化的にも活性化していくことは、図書を寄贈いただいた全国の皆様のご厚意に報いることでもあり、矢祭町のまちづくりを更に一歩前進させることでもある。

ここに「読書の町矢祭」を宣言し、以下の事業を推し進めることとする。

記

1　全国からの寄贈図書による「矢祭もったいない図書館」は町の大きな財産であり、私たち町民は全国の善意に感謝し、子々孫々に伝えていきます。

2　「矢祭もったいない図書館」を知の拠点とし、町民が書物に親しみ、書物を通して自分で問題解決する能力を身につけます。

3　幼稚園児・保育所児童に読書の楽しみを伝え、瑞々しい感性を育ませるために読み聞かせに取り組みます。

4　児童・生徒が夢を持って逞しく成長できるように学校で朝の読書に取り組み、読書の習慣を育みます。

5　読書を通して家族の絆を深めるために毎月第 3 日曜日を「矢祭読書の日」とします。

6　赤ちゃんから高齢者まで読書の楽しさや大切さ、心の豊かさを育てていくために、各集会施設に「矢祭もったいない文庫」を開設し、読書を通して地域の人々のつながりを深めます。

平成１９年１０月２８日

福島県矢祭町

「矢祭子ども司書」について

１．「子ども司書」のはじまり

「子ども司書」制度は、平成２１年６月に、全国で初めて矢祭町で始まりました。子どもたちが図書館や、司書の仕事のあれこれを学んで、友人や家族に読書のすばらしさ、大切さを伝えるリーダーになってもらうことが目的です。

子ども司書制度は全国に広がりを見せ、高知県、佐賀県、広島県、青森県、栃木県など各地の自治体や図書館が取り組んでいます。

２．図書館司書の役割

「司書」という言葉は耳にしても、どんな資格でどんな仕事をするのかは、実はあまり知られていません。「司書」とは、図書館法に定められた資格を持った専門職員のことです。図書館の利用者と本との出会いを手助けすることが重要な役目です。主な仕事は、本や雑誌などの資料を集めて整理し、利用者が読みたいものをすぐに見つけられるようにすることです。また、図書館のお知らせを作ったり、おはなし会を開いたりもします。

そして、図書館司書は利用者の調べ物の相談にのったり、本に関する質問にこたえることも大切な仕事です。そのためには、普段からさまざまな分野に興味を持つことが大切なのです。

３．矢祭子ども司書講座

「矢祭子ども司書講座」では、地域や学年をこえた多くの仲間と楽しい時間を共有し、将来の夢や希望をふくらませていただきたいと願っています。同時に、社会が変化しようとも、自分から課題を見つけ、問題を解決しようとする資質や能力、※「生きる力」も育んでもらいたいのです。

※「生きる力」＝文部科学省における現行の学習指導要領、新学習指導要領の理念とされています。

４．矢祭子ども司書の認定

決められた講座に１２回以上出席し、講座の感想文を提出した受講生は「矢祭子ども司書」の認定を受け、矢祭もったいない図書館にその名前が掲示されます。

これまで認定を受けた矢祭子ども司書は１０７名。うち３５名（矢祭小１１名、矢祭中２４名）が「子ども読書推進リーダー」として、矢祭もったいない図書館や学校などで活躍しています。

矢祭町読書活動の推進に関する規則

（平成 28 年 5 月 17 日教育委員会規則第 8 号）

改正　平成 28 年 11 月 1 日教育委員会規則第 9 号

（目的）

第 1 条　この規則は、町民の読書活動の推進のため、基本理念を定めるとともに、町及び家庭、学校等（こども園、小学校、中学校をいう。以下「学校等」という。）及び地域における読書への取組等を定めることにより、町民の読書活動を推進し、町民一人一人の豊かな心を育み、人生をより深く生きる力を身につけ活力ある地域社会の実現へ資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条　町は、全国からの寄贈図書により設置した町の知的財産である「矢祭もったいない図書館」を拠点に次世代を担う子どもたちを始とする町民が書物に親しみ、読書を通し、言葉を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、問題解決を書物と相談する気風を育て、全国からの善意に感謝し、子々孫々に伝えることにより、家庭と地域に読書の輪を広げ「読書の町矢祭」を全国に向けて発信できる環境づくりに努める。

（町の取組）

第 3 条　町は、前条に定める基本理念により、読書を基盤とした豊かな人づくり及び町づくりのために、別表第 1 により町民の読書活動の推進を図るものとする。

（家庭における取組）

第 4 条　家庭における読書活動は、幼児期から読書に親しみ、本の読み聞かせや感想を話し合うことにより、読書の楽しさを共有し、読書活動がより身近に感じられるよう家族で取り組むものとする。

（学校等における取組）

第 5 条　学校等は、それぞれの特性並びに幼児や児童及び生徒の発達段階に応じ、読書活動の推進に関する計画を策定し、当該計画に基づき、もったいない図書館と学校図書室が連携し、幼児や児童及び生徒の読書活動の推進に取り組むものとする。

（地域における取組）

第 6 条　地域における読書活動は、毎月第 3 日曜日である「矢祭読書の日」の制定（平成 19 年規則第 19 号）により「矢祭もったいない文庫」を開設し、読書を通し地域のつながりを深めるとともに、読書の楽しさ、大切さ、心の豊かさを実感できる取組をするものとする。

2　町は、地域が第 1 項に定める取組を実施するために、蔵書の充実その他運営等に関する取組に協力する措置を講ずるものとする。

3　町は、民間団体及び事業者等に対し、町が実施する町民の読書活動の推進に関する施策及び読書活動に関する取組に協力するよう要請できるものとする。

（他の計画等との整合性の確保）

第 7 条　町が実施する町民の読書活動の推進に関する施策及び目標並びに家庭、学校及び地域における読書活動に関する取組等については、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保を図るものとする。

（委任）

第 8 条　この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 28 年 11 月 1 日教育委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

具体的な取組
1 読書の推進について （1）読書集会・講演会の実施に関すること （2）研修会の開催に関すること ①先進地の視察研修 ②読書活動に関する研修 （3）町内への情報提供に関すること ①広報宣伝のチラシ作成 ②町広報誌の広報活用 （4）町外への情報発信に関すること ①町 HP 等の情報通信による広報 ②町外からの意見収集 （5）読書通帳の推進 ①読書通帳（様式第 1 号（第 3 条関係）） （6）その他読書活動推進に関すること ①読書に関するコンテストの実施 ②読み聞かせ講座の実施 ③読書ボランティアの育成 ④移動図書館の運行

2 幼児の読書推進について （1）ブックスタートに関すること （2）読み聞かせに関すること （3）幼児の読書環境の整備に関すること （4）その他幼児の読書推進に関すること
3 児童及び生徒の読書推進について （1）「朝読（あさどく）・家読（うちどく）」の推進に関すること （2）児童生徒の読書環境整備に関すること ①図書館の活用指導 （3）読書に関わる組織の構築と活動の推進に関すること ①読書に関わる小・中・高児童生徒の横断的な組織の設立と活動の充実 （4）その他児童生徒の読書推進に関すること ①アンケート調査の実施 ②読み聞かせの実施
4 地域の読書推進について （1）地域の読書活動の推進に関すること ①読み聞かせ講座の実施 ②町内公民館等におけるもったいない文庫の充実 ③町内事業所との連携 （2）地域読書ボランティアの育成に関すること

様式第 1 号（第 3 条関係）

読書通帳

「矢祭町読書の日」制定に関する規則

（平成 19 年 10 月 5 日規則第 19 号）

改正　平成 23 年 3 月 22 日教育委員会規則第 1 号

平成 28 年 5 月 17 日教育委員会規則第 7 号

（制定の目的）

第 1 条　この規則は、町民が読書に親しみ、読書を続けることにより、豊かな心を育み、人生をより深く生きる力を身につけ、地域社会に温かい絆を広げていくために「矢祭町読書の日」（以下「読書の日」という。）を制定する。

（読書の日）

第 2 条　「読書の日」は毎月第 3 日曜日とする。

（文庫の開設）

第 3 条　「読書の日」に、読書利用を広く進めるため、別表第 1 の 24 箇所の集会施設等に「矢祭もったいない文庫」を設置する。

2　「矢祭もったいない文庫」が中心となって家庭及び地域において大人と子どもが一緒に読書をする場を設け、子どもが主体的に読書を行なうようにする。

（矢祭もったいない文庫の管理運営）

第 4 条　前第 3 条第 1 項に規定する「矢祭もったいない文庫」に文庫サポーターを配置する。文庫サポーターは、各行政区民が行うものとする。ただし、各行政区内で配置ができないときには、他の行政区から配置できるものとする。

2　文庫サポーターは、次の業務を行うものとする。

(1) 毎月第 3 日曜日の「読書の日」に「矢祭もったいない文庫」を開館するものとする。

(2) 開館時間は、午前 9 時から午後零時までとする。

(3) 来館者に本の貸出しを行い、文庫の管理を行うものとする。

3　管理運営を行う文庫サポーターに町は、謝礼金を支払うものとする。

（委任）

第 5 条　この規則に定めるもののほか、「矢祭もったいない文庫」の管理運営に関して必要な事項は町長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 23 年 3 月 22 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 28 年 5 月 17 日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１

番号	集会施設等名	所在地
1	黒助構造改善センター	中石井字黒助 38 番地
2	柵・舟見集会施設	中石井字上川原 234 番地 1
3	中石井多目的集会施設	中石井字舘谷 57 番地 1
4	中石井公民館	中石井字小野沢 7 番地 2
5	下石井農村集落多目的共同利用施設	下石井字若宮 53 番地 1
6	戸塚構造改善センター	戸塚字山崎 124 番地 2
7	山野井・金沢地区多目的集会施設	東舘字山野井 20 番地 1
8	舘本集会施設	東舘字柳下 29 番地
9	桃ノ木多目的集会所	東舘字柳下 75 番地 1
10	宝坂構造改善センター	宝坂字中平 8 番地 1
11	高野谷地地区多目的集会施設	宝坂字鶴ヶ池 14 番地
12	追分地区多目的集会所	上関河内字馬渡戸 41 番地 7
13	小田川地区多目的集会施設	小田川字弥三郎内 10 番地 1
14	ニュータウン中山地区多目的集会施設	小田川字中山 27 番地 1
15	下関河内地区多目的集会施設	下関河内字田中前 64 番地 4
16	上関河内健康ふれあい館	上関河内字越蒔 39 番地
17	大垙地区多目的集会施設	大垙字町 57 番地 5
18	高山公民館	山下字山下 127 番地 3
19	高城構造改善センター	関岡字江戸塚 16 番地
20	天神沢公民館	関岡字天神沢 26 番地
21	真木野公民館	内川字真木野 183 番地 2
22	矢祭町保健福祉館	内川字森下 16 番地
23	茗荷地区多目的集会施設	茗荷字茗荷 35 番地
24	中央団地集会所	東舘字山野井 100 番地

矢祭町子ども読書の街づくり推進委員会設置要綱

（平成21年6月1日教育委員会訓令第4号）

改正　平成22年7月20日教育委員会訓令第7号

平成28年5月17日教育委員会告示第10号

（目的）

第1条　この要綱は、将来を担う子ども達が豊かな心を育み、夢と希望に満ちて健やかに成長するため、町の知的財産である矢祭もったいない図書館を拠点として、地域、家庭、学校が連携して、町全体で児童生徒等の読書習慣の確立を目指し、その方策についての調査研究等を行うため、矢祭町子ども読書の街づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するために、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条　委員会は、次に掲げる事項を調査し及び研究する。

(1) 児童生徒等の読書習慣の確立に関すること。

(2) 家庭及び地域の読書に関する意識の高揚に関すること。

(3) 地域社会の読書環境の整備に関すること。

(4) 読書を基盤とした豊かな人づくり及び町づくりに関すること。

(5) 矢祭もったいない図書館から、「読書のまち」矢祭町を全国に向けて発信すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条　委員会は、町議会、町区長会、町教育委員会、学校及びPTAの子どもの読書活動に携わる団体の代表者等をもって組織する。

2　委員は、町長が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業終了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前項の規定にかかわらず、特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2　委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その任務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2　委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、矢祭町教育委員会事務局において処理する。

（任務）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成 22 年 7 月 20 日教育委員会訓令第 7 号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成２２年７月１日から適用する。

附　則（平成 28 年 5 月 17 日教育委員会告示第 10 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

～うちどくのすすめ：家庭編～

家読（うちどく）はじめましょう

ポイント１０

①

家族で話し合って「家読の日」を決めよう

例）
- 週１回、２週間に１回、曜日を決める。
- 「うちどく週間」、「うちどく旬間」を決める。
- 家庭の日（毎月第３日曜日）、毎月３０日、毎月１日など日を決める。
- 学校や自治体が決めた「うちどくの日」とおなじにする。
- 記念日（誕生日・子どもの日・母の日・父の日）におこなう。　等

②

我が家の家読スタイルを話し合って決めよう。

例）
- 家族で同じ本を読む。
- それぞれの本をそれぞれのペースで読む。
- 大人が子どもに読み語りをする。
- 子どもが大人に読み語りをする。
- 兄弟姉妹で読み合う。
- 記念日に家族が主役のために読み語りをする。
- １冊の本を順番で音読する。
- 読んだ本について感想を述べ合う。
- 「うちどくノート」に感想を書く。
- 親が子に本のテーマにかかわる話をする。
- 家読した回数でポイントを重ね、お楽しみをつくる。
- ハウツー本を家読し、実際に家族で作ってみる。（料理・折り紙・昔遊び等）
- 一人読みができるようになっても家族が読み語りをする。
- 開始する時間を決める。寝る前におこなう。　等

③

家族で話し合って読む本を決めよう

例）
- 家プロ版「うちどくおすすめの本リスト」から選ぶ。
- 子どもが学校から借りてきた本にする。
- 地域の図書館からの「うちどくおすすめの本リスト」から選ぶ。
- 家庭文庫から順番で選ぶ。
- 親が子に語りたいテーマの本を、家プロ版「うちどくおすすめの本リスト」から選ぶ。　等

＊　家プロでは、絵本で家読をスタートすることをお勧めします。

＜絵本を勧める理由＞
- 絵本は読み語りに最適
- 絵本は感動的・教育的な内容作品が多く、家族全員が短い時間で読みとおすことができる。
- 絵の印象と物語の感動と、両面から話をすることができる

④

ノーテレビ ノーゲームで 家読をしよう

＊家族全員の理解が必要です。テレビを消した後の静かで素敵な時間を、ぜひ家読タイムに。
＊全国学力テストの結果より、分析的読解にテレビやゲームが悪影響を及ぼすことが分かっています。

⑤

年齢に合ったスキンシップをとりながら家読をしよう

例）・子どもを抱いて語りかけをする。
・膝に座らせて読み語りをする。
・円座になって互いの顔を見ながら読む。
・同じテーブルを囲んで。　等

⑥

我が家の家読の記録を残そう

例）「うちどくノート」「感想ノート」「うちどくボード」「うちどくカレンダー」「うちどく交換ノート」　等
＊　無理をしない程度に、家庭に合った方法でおこなう。

⑦

家族の読書体験を語ろう

＊　親や祖父母が、子どもの頃印象に残っていた本や当時の様子について語る。

⑧

家庭文庫を作ろう

＊　家族全員で読んだ本を家庭文庫として保存しておけば、わが家の読書歴史になる。
＊　親が子に読んでもらいたい本を、いつも子どもの目に触れさせることができる。

⑨

図書館に行こうデーをつくろう

＊　親子で時間を共有しながら、いろいろな本に出会えます。
＊　図書館だけでなく、本屋さんや学校の図書室にも一緒に出かけましょう。
例）・家族で出かけた後に図書館に寄ろう。
・家読する日の前には図書館に足を運ぶ。　等

⑩

家読の輪を広げよう

例）・友達や近所の方に、おすすめの本の本を紹介する。
・なかよし家族で、家読会を開催する。
・家読して感動した本、面白かった本などを、学校の「朝の読書」のおすすめの本として友達に勧める。等

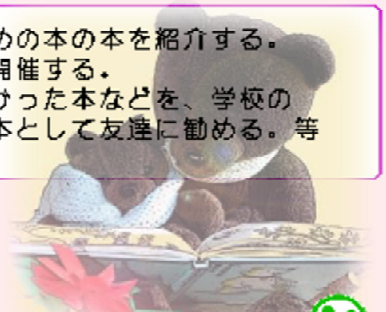

発行：家読推進プロジェクト

「うちどく」で もっとなかよし家族

楽しいことがあった時、だれかに伝えたいと思ったことはありません。私たちは、同じ思いを共有することで、こころのつながりを強く感じることができます。

心に残る本を読んだ後は、家族で話してみましょう。きっと家族の絆が深まることでしょう。
家族で同じ本を読んだり、読んだ本のことを話したり、読書を通して家族のコミュニケーションを深めようというのが、

うちどく（家読＝家庭読書）です。

うちどくのやり方に特別なきまりはありません。家族で話し合って、わが家にぴったりのうちどくのスタイルをみつけてみましょう。

地域でささえる子ども読書

◆毎月第3日曜日の**矢祭読書の日**には、町内の集会施設にある「**矢祭もったいない文庫**」が開館し、**文庫サポーター**が地域の方へ本の貸し出しを行っています。

◆**読み聞かせグループ**は、町内の園小中学校・各施設での読み聞かせやブックトークなど子どもの読書活動の支援をしています。

◆「**山野井金沢うちどく会**」は、おはなし会やうちどくノートの活用など、地域をあげて「うちどく」活動をすすめています。

地域のみなさんが手をつないで、子どもと本をつなぐ取り組みが広がっています。

うちどく Yes & No

わが家にぴったりのうちどくスタイルがみつかる・・・かも

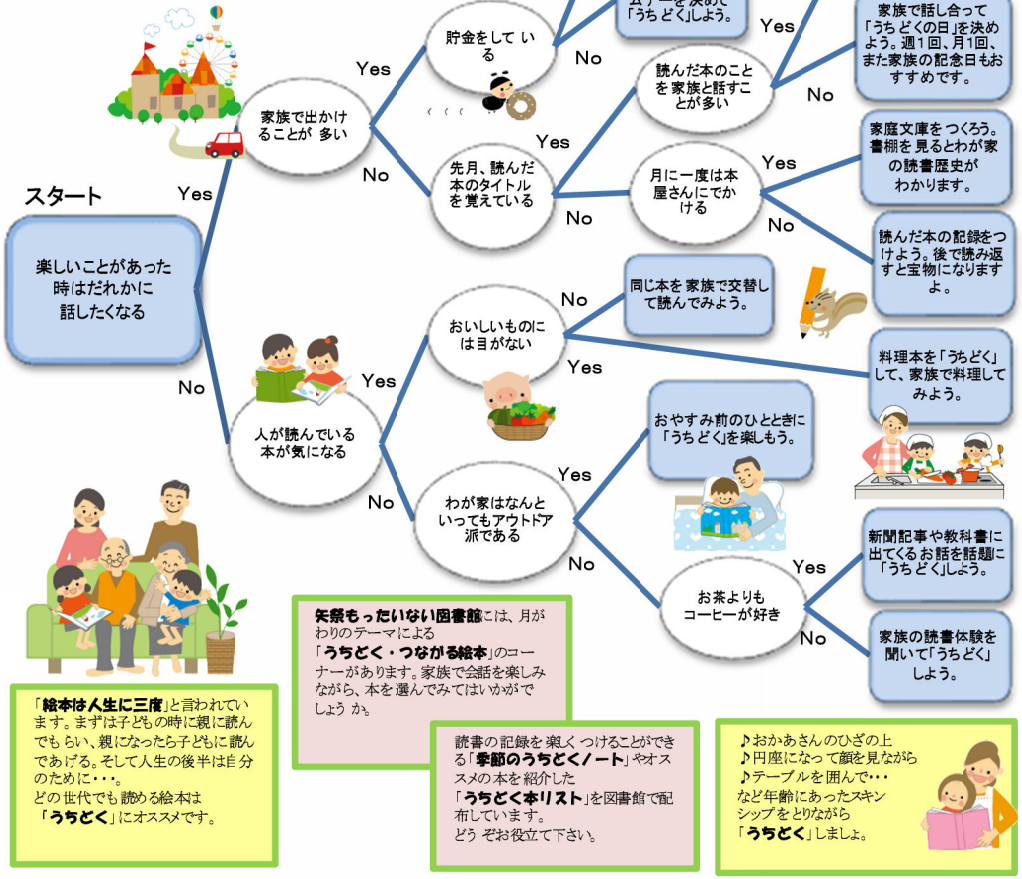

「**絵本は人生に三度**」と言われています。まずは子どもの時に親に読んでもらい、親になったら子どもに読んであげる。そして人生の後半は自分のために・・・。
どの世代でも読める絵本は「**うちどく**」にオススメです。

矢祭もったいない図書館には、月がわりのテーマによる「**うちどく・つながる絵本**」のコーナーがあります。家族で会話を楽しみながら、本を選んでみてはいかがでしょうか。

読書の記録を楽しくつけることができる「**季節のうちどくノート**」やオススメの本を紹介した「**うちどく本リスト**」を図書館で配布しています。
どうぞお役立て下さい。

♪おかあさんのひざの上
♪円座になって顔を見ながら
♪テーブルを囲んで・・・
など年齢にあったスキンシップをとりながら「**うちどく**」しましょう。

矢祭町「子ども読書の街」づくり推進委員会

第二次　矢祭町子ども読書活動推進計画

平成 31 年３月
矢祭町教育委員会

〒963-5118
福島県東白川郡矢祭町東舘字石田 25
電話　0247-46-2202